

新規に施術所を開設した皆様へ

1 副 本

開設届の「副本」は、開設した証となる書類です。大切に保管してください。

2 変 更

以下の事項を変更する場合、変更後10日以内に届出が必要です。

- (1) 開設者の住所・氏名（個人：婚姻等により氏名を変更する場合、転居）
（法人：名称を変更する場合）
- (2) 施術所の名称
- (3) 業務の種類（あん摩指圧マッサージ業に、はり業を追加する場合など）
- (4) 業務に従事する施術者 ※新しく雇用した施術者の免許証が必要です
- (5) 構造設備の概要 ※事前にご相談ください

3 廃止・休止・再開

施術所を廃止・休止・再開した時は10日以内に届出が必要です。

4 新たに新規開設届が必要となる場合

次のような場合、現在の施術所を廃止し、新たに開設の届出が必要です。

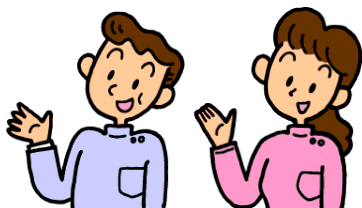
- (1) 開設者が変わる場合（例：個人開設→法人開設）
- (2) 開設場所が変わる場合（例：移転）

<注意事項>

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」と「柔道整復師法」は別法律です。開設届、変更届、廃止届等は、それぞれに必要です。

5 従事する施術者の資格及び本人確認

雇用される施術者については、施術所開設者においても、施術者免許証の確認に加え本人確認を行うことにより、なりすまし等の不正防止に御協力をお願いします。



担 当：東京都多摩府中保健所企画調整課保健医療担当
所在地：〒183-0022
東京都府中市宮西町1-26-1
東京都府中合同庁舎内
TEL：042-362-2334(代表)
FAX：042-360-2144
作成日：平成28年7月13日

裏面もご覧ください

6 広告に関する規制

原則として法律に定められた事項以外は、広告できません。

広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項になってはいけません。

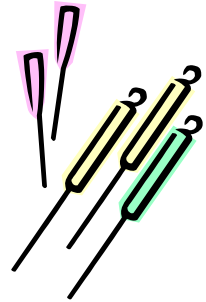
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第2項及び柔道整復師法第24条第2項
(なお、この条文について違反した場合、罰則規定があります。)

広告できない例：〇〇流、万病に効く鍼、精力増進マッサージ 等

あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業又はこれらの施術所に関して広告できる事項

あん摩マッサージ指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 業務の種類（あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう）
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚生省告示第69号）
 - (1) もみりようじ
 - (2) やいと、えつ
 - (3) 小児鍼（はり）
 - (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨（注）
 - (5) 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - (6) 予約に基づく施術の実施
 - (7) 休日又は夜間における施術の実施
 - (8) 出張による施術の実施
 - (9) 駐車設備に関する事項

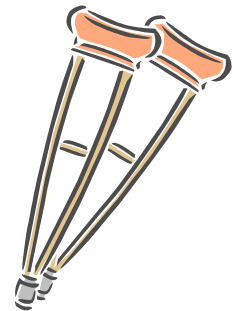


あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項

柔道整復の業務又は施術所に関して広告できる事項

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 3 施術日又は施術時間
- 4 その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日厚生省告示第70号）
 - (1) ほねつぎ（又は接骨）
 - (2) 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨（注）
 - (3) 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - (4) 予約に基づく施術の実施
 - (5) 休日又は夜間における施術の実施
 - (6) 出張による施術の実施
 - (7) 駐車設備に関する事項



柔道整復師法第24条第1項

(注)「施術所の開設届を提出している旨」の記載が可能という内容です。
なお、許可や認可ではないので、そのような内容の記載はできません。